

受験資格一覧

1級土木施工管理技士

<http://www.ictc.jp/exam/doboku-1>

◆学科・実地試験受験者 学歴又は資格により (イ) (ロ) (ハ) (ニ) のいずれかに該当する者

(イ) 学歴

学歴	実務経験年数	
	指定学科卒業後	指定学科以外卒業後
大学 専門学校「高度専門士」	3年以上	4年6ヶ月以上
短期大学 高等専門学校 専門学校「専門士」	5年以上	7年6ヶ月以上
高等学校 専門学校(「高度専門士」 「専門士」を除く)	10年以上	11年6ヶ月以上(※1)
その他	15年以上	

上記実務経験年数のうち、1年以上の指導監督的実務経験年数が含まれていることが必要です。

(ロ) 2級土木施工管理技術検定合格者

区分	学歴	実務経験年数	
		指定学科以外卒業後	指定学科以外卒業後
2級合格後の実務経験	-	5年以上	
合格後5年未満の者	高等学校 専門学校(「高度専門士」 「専門士」を除く)	9年以上	10年6ヶ月以上(※1)
	その他	14年以上	

上記実務経験年数のうち、1年以上の指導監督的実務経験年数が含まれていることが必要です。

(ハ) 専任の主任技術者の経験が1年(365日)以上ある者

区分	学歴	実務経験年数	
		指定学科以外卒業後	指定学科以外卒業後
2級合格後の実務経験	-	3年以上	
2級合格後3年未満の者	短期大学 高等専門学校 専門学校「専門士」	-	7年以上
	高等学校 専門学校(「高度専門士」 「専門士」を除く)	7年以上	8年6ヶ月以上(※1)
	その他	12年以上	
2級土木の資格のない者	高等学校 専門学校(「高度専門士」 「専門士」を除く)	8年以上	11年以上(※1,※2)
	その他	13年以上	

(二) 指導監督の実務経験年数が1年以上、及び主任技術者の資格要件成立後専任の監理技術者の設置が必要な工事において当該監理技術者による指導を受けた実務経験年数が2年以上ある者

区分	学 歴	実務経験年数	
		指定学科以外卒業後	指定学科以外卒業後
2級合格後の実務経験	-	3年以上(注1)	
2級土木の資格のない者	高等学校 専門学校(「高度専門 士」「専門士」を除く)	8年以上(注2)	-

(注1) 3年以上の実務経験のうち、1年以上の指導監督の実務経験年数を含み、かつ、専任の監理技術者による指導を受けた実務経験年数2年以上を含む。

(注2) 8年以上の実務経験のうち、1年以上の指導監督の実務経験年数を含み、かつ、5年以上の実務経験の後、専任の監理技術者による指導を受けた実務経験年数2年以上を含む。

※1 高等学校の指定学科以外を卒業した者には、高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による試験、旧大学入学試験検定規程(昭和26年文部省令第13号)による検定、旧専門学校入学者検定規程(大正13年文部省令第22号)による検定又は旧高等学校高等科入学資格試験規程(大正8年文部省令第9号)による試験に合格した者を含む。

※2 2級土木施工管理技術検定合格者以外の者で、高等学校指定学科以外を卒業し、建設機械施工技術検定に合格した方の土木施工管理に関する必要な実務経験年数は9年6ヵ月以上となります。(合格証明書の写しを添付してください。)

◆実地試験受験者

下記のいずれかに該当する者

イ) 当年度の1級土木施工管理技術検定・学科試験の合格者

ロ) 学科試験免除者

1) 平成27年度1級土木施工管理技術検定・学科試験に合格し、実地試験が不合格又は欠席をした者

2) 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、上下水道部門、農業部門(選択科目を農業土木とするものに限る)、森林部門(選択科目を森林土木とするものに限る)、水産部門(選択科目を水産土木とするものに限る)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門若しくは上下水道部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る)に合格した者で、1級土木施工管理技術検定・学科試験の受検資格を有する者

2級土木施工管理技士<http://www.ictc.jp/exam/doboku-2>

◆学科・実地試験受験者 (種別：土木、鋼構造物塗装、薬液注入)

下記のいずれかに該当する者

学歴	実務経験年数	
	指定学科卒業後	指定学科以外卒業後
大学 専門学校「高度専門士」	1年以上	1年6ヶ月以上
短期大学 高等専門学校 専門学校「専門士」	2年以上	3年以上
高等学校 専門学校(「高度専門士」 「専門士」を除く)	3年以上	4年6ヶ月以上(※1)
その他	8年以上	

※1 高等学校の指定学科以外を卒業した者には、高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による試験、旧大学入学試験検定規程(昭和26年文部省令第13号)による検定、旧専門学校入学者検定規程(大正13年文部省令第22号)による検定又は旧高等学校高等科入学資格試験規程(大正8年文部省令第9号)による試験に合格した者を含む。

◆実地試験受験者

下記のいずれかに該当する者

イ) 当年度の2級土木施工管理技術検定・学科試験の受験者(ただし、「学科試験のみ受験者」を除く。)

ロ) 学科試験免除者

1) 平成27年度2級土木施工管理技術検定・学科試験に合格し、実地試験が不合格又は欠席をした者
2) 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、上下水道部門、農業部門(選択科目を農業土木とするものに限る)、森林部門(選択科目を森林土木とするものに限る)、水産部門(選択科目を水産土木とするものに限る)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門若しくは上下水道部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る)に合格した者で2級土木施工管理技術検定 学科・実地試験の受験資格を有する者

3) 学校教育法による大学を卒業した者で在学中に施工技術検定規則(以下「規則」という)第2条に定める学科を修め、かつ、卒業後1年以内に平成27年度までの2級土木施工管理技術検定の学科試験に合格(在学中の合格も含む。以下同じ。)し、卒業した後4年以内に行われる連続する2回の2級土木施工管理技術検定・実地試験を受験しようとする者で土木施工管理に関し1年以上の実務経験を有する者

4) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校を卒業した者で在学中に規則第2条に定める学科を修め、かつ、卒業後2年以内に平成27年度までの2級土木施工管理技術検定の学科試験に合格し、卒業した後5年以内に行われる連続する2回の2級土木施工管理技術検定・実地試験を受験しようとする者で土木施工管理に関し2年以上の実務経験を有する者

5) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、平成27年度までの2級土木施工管理技術検定の学科試験に合格した後、学校教育法による大学を卒業(短期大学又は高等専門学校在学中及び大学在学中に規則第2条に定める学科を修めたものに限る)し、短期大学又は高等専門学校を卒業した後6年以内に行われる連続する2回の2級土木施工管理技術検定・実地試験を受験しようとする者で土木施工管理に関し1年以上の実務経験を有する者

6) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で在学中に規則第2条に定める学科を修め、かつ、卒業後3年以内に平成27年度までの2級土木施工管理技術検定の学科試験に合格し、卒業した後6年以内に行われる連続する2回の2級土木施工管理技術検定・実地試験を受験しようとする者で土木施工管理に関し3年以上の実務経験を有する者

7) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、平成27年度までの2級土木施工管理技術検定の学科試験に合格した後、学校教育法による短期大学又は高等専門学校を卒業(高等学校又は中等教育学校在学中及び短期大学又は高等専門学校在学中に規則第2条に定める学科を修めたものに限る)し、高等学校又は中等教育学校を卒業した後7年以内に行われる連続する2回の2級土木施工管理技術検定・実地試験を受験しようとする者で土木施工管理に関し2年以上の実務経験を有する者

8) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、平成27年度までの2級土木施工管理技術検定の学科試験に合格した後、学校教育法による大学を卒業(高等学校又は中等教育学校在学中及び大学在学中に規則第2条に定める学科を修めたものに限る)し、高等学校又は中等教育学校を卒業した後8年以内に行われる連続する2回の2級土木施工管理技術検定・実地試験を受験しようとする者で土木施工管理に関し1年以上の実務経験を有する者

※「実務経験」とは、土木工事の施工に直接的に関わる技術上のすべての職務経験をいい、具体的には下記に関するものをいいます。

- ・受注者(請負人)として施工を指揮・監督した経験(施工図の作成や、補助者としての経験も含む)
- ・発注者側における現場監督技術者等(補助者も含む)としての経験
- ・設計者等による工事監理の経験(補助者としての経験も含む)

なお、施工に直接的に関わらない以下の経験は含まれません。

- ・設計のみの経験
- ・建設工事の単なる雑務や単純な労務作業、事務系の仕事に関する経験

※ 実務経験年数は、学科試験日の前日までで計算してください。

※ 指定学科とは、土木工学・都市工学・衛生工学・交通工学及び建築学に関する学科をいいます。

1級管工事施工管理技術検定試験

<http://www.jctc.jp/exam/kankouji-1>

◆学科・実地試験受験者 学歴又は資格により (イ) (ロ) (ハ) (ニ) のいずれかに該当する者

(イ) 学歴

学歴	実務経験年数	
	指定学科卒業後	指定学科以外卒業後
大学 専門学校「高度専門士」	3年以上	4年6ヶ月以上
短期大学 高等専門学校 専門学校「専門士」	5年以上	7年6ヶ月以上
高等学校 専門学校(「高度専門士」 「専門士」を除く)	10年以上	11年6ヶ月以上(※1)
その他	15年以上	

上記実務経験年数のうち、1年以上の指導監督的実務経験年数が含まれている必要があります。

(ロ) 2級管工事施工管理技術検定合格者

区分	学歴	実務経験年数	
		指定学科以外卒業後	指定学科以外卒業後
2級合格後の実務経験	-	5年以上	
合格後5年未満の者	高等学校 専門学校(「高度専門士」 「専門士」を除く)	9年以上	10年6ヶ月以上(※1)
	その他	14年以上	

上記実務経験年数のうち、1年以上の指導監督的実務経験年数が含まれている必要があります。

ハ) 職業能力開発促進法第44条による技能検定合格者

職業能力開発促進法第44条第1項の規定による技能検定のうち、検定職種を1級の配管とするものに合格した者であって、管工事施工に関し、指導監督的実務経験1年以上を含む10年以上の実務経験を有する者(職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(平成15年12月25日厚生労働省令第180号)の施行の際、既に、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)による技能検定のうち、検定職種を1級の配管とするものに合格した者及び職業訓練法施行令の一部を改正する政令(昭和48年政令第98号)による改正前の職業訓練法施行令による1級の空気調和設備配管若しくは給排水衛生設備配管とするものに合格した者、又は同法附則第2条の規定による廃止前の職業訓練法(昭和33年法律第133号)による技能検定のうち、検定職種を1級の配管工とするものに合格した者を含む)

(ハ) 専任の主任技術者の経験が1年(365日)以上ある者

区分	学歴	実務経験年数	
		指定学科以外卒業後	指定学科以外卒業後
2級合格後の実務経験	-	合格後1年以上の専任の主任技術者実務経験を 含む3年以上	
2級合格後3年未満の者	短期大学 高等専門学校 専門学校「専門士」	-	7年以上
	高等学校 専門学校(「高度専門士」 「専門士」を除く)	7年以上	8年6ヶ月以上(※1)
	その他	12年以上	
2級管工事の資格のない者	高等学校 専門学校(「高度専門士」 「専門士」を除く)	8年以上	11年以上(※1,※2)
	その他	13年以上	

(二) 指導監督の実務経験年数が1年以上、及び主任技術者の資格要件成立後専任の監理技術者の設置が必要な工事において当該監理技術者による指導を受けた実務経験年数が2年以上ある者

区分	学 歴	実務経験年数	
		指定学科以外卒業後	指定学科以外卒業後
2級合格後の実務経験	-	3年以上(注1)	
2級管工事の資格のない者	高等学校 専門学校(「高度専門士」「専門士」を除く)	8年以上(注2)	-

(注1) 3年以上の実務経験のうち、1年以上の指導監督の実務経験年数を含み、かつ、専任の監理技術者による指導を受けた実務経験年数2年以上を含む。

(注2) 8年以上の実務経験のうち、1年以上の指導監督の実務経験年数を含み、かつ、5年以上の実務経験の後、専任の監理技術者による指導を受けた実務経験年数2年以上を含む。

※1 高等学校の指定学科以外を卒業した者には、高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による試験、旧大学入学試験検定規程(昭和26年文部省令第13号)による検定、旧専門学校入学者検定規程(大正13年文部省令第22号)による検定又は旧高等学校高等科入学資格試験規程(大正8年文部省令第9号)による試験に合格した者を含む。

※2 職業能力開発促進法による2級配管技能検定合格者、給水装置工事主任技術者は、9年6ヶ月以上となります。

◆実地試験のみ受験者

- 平成27年度学科試験に合格し、実地試験が不合格又は欠席をした者
- 技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち、技術部門を機械部門(選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とするものに限る)、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門(選択科目を「流体工学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る)とするものに合格した者(技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成15年文部科学省令第36号)による改正前の第二次試験のうち、技術部門を機械部門(選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る)、水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門(選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門とするものに限る)とするものに合格した者を含む)で、受験する1級管工事施工管理技術検定学科試験の受験資格を有する者

※指定学科とは、土木工学、都市工学、衛生工学、電気工学、機械工学又は建築学に関する学科をいいます。

※実務経験年数とは、管工事の施工に直接的に関わる技術上のすべての職務経験を合計した年数をいいます。

※実務経験年数のうち、1年以上の指導監督の実務経験年数が必要です。

※実務経験年数は、学科試験の前日までで計算してください。

※2級試験合格者の実務経験年数は、その試験の合格発表日より計算してください。

◆学科・実地試験受験者

下記のいずれかに該当する者

イ) 学歴

学歴	実務経験年数	
	指定学科卒業後	指定学科以外卒業後
大学	1年以上	1年6ヶ月以上
短期大学 高等専門学校 専門学校「専門士」	2年以上	3年以上
高等学校 専門学校(「高度専門士」 「専門士」を除く)	3年以上	4年6ヶ月以上(※1)
その他	8年以上	

※1 高等学校の指定学科以外を卒業した者には、高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による試験、旧大学入学試験検定規程(昭和26年文部省令第13号)による検定、旧専門学校入学者検定規程(大正13年文部省令第22号)による検定又は旧高等学校高等科入学資格試験規程(大正8年文部省令第9号)による試験に合格した者を含む。

□) 学科試験免除者

職業能力開発促進法第44条第1項の規定による技能検定のうち、検定職種を1級の配管(選択科目を「建築配管作業」とするものに限る)又は2級の配管に合格した者であって、管工事施工に関し4年以上の実務経験を有する者(職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(平成15年12月25日厚生労働省令第180号)の施行の際、既に、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)による技能検定のうち、検定職種を1級の配管(選択科目を「建築配管作業」とするものに限る)又は2級の配管とするものに合格した者及び職業訓練法施行令の一部を改正する政令(昭和48年政令第98号)による改正前の職業訓練法施行令による1級又は2級の空気調和設備配管若しくは給排水衛生設備配管とするものに合格した者、又は同法附則第2条の規定による廃止前の職業訓練法(昭和33年法律第133号)による技能検定のうち、検定職種を1級又は2級の配管工とするものに合格した者を含む)

◆学科試験のみ受験者

下記のいずれかに該当する者

- イ) 平成27年度2級管工事施工管理技術検定・学科試験に合格し、実地試験が不合格又は欠席をし
- ロ) 技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち、技術部門を機械部門(選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とするものに限る)、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門(選択科目を「流体工学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る)とするものに合格した者(技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成15年文部科学省令第36号)による改正前の第二次試験のうち、技術部門を機械部門(選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」に係るものとするものに限る)、水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門(選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門とするものに限る)とするものに合格した者を含む)で、受験する2級管工事施工管理技術検定学科試験の受験資格を有する者
- ハ) 学校教育法による大学を卒業した者で在学中に施工技術検定規則(以下「規則」という)第2条に定める学科を修め、かつ、卒業後1年以内に2級管工事施工管理技術検定の学科試験に合格(在学中の合格も含む。以下同じ。)し、卒業した後4年以内に行われる連続する2回の2級管工事施工管理技術検定・実地試験を受験しようとする者で管工事施工管理に関し1年以上の実務経験を有する者
- ニ) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校を卒業した者で在学中に規則第2条に定める学科を修め、かつ、卒業後2年以内に2級管工事施工管理技術検定の学科試験に合格し、卒業した後5年以内に行われる連続する2回の2級管工事施工管理技術検定・実地試験を受験しようとする者で管工事施工管理に関し2年以上の実務経験を有する者
- ホ) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、2級管工事施工管理技術検定の学科試験に合格した後、学校教育法による大学を卒業(短期大学又は高等専門学校在学中及び大学在学中に規則第2条に定める学科を修めたものに限る)し、短期大学又は高等専門学校を卒業した後6年以内に行われる連続する2回の2級管工事施工管理技術検定・実地試験を受験しようとする者で管工事施工管理に関し1年以上の実務経験を有する者
- ヘ) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で在学中に規則第2条に定める学科を修め、かつ、卒業後3年以内に2級管工事施工管理技術検定の学科試験に合格し、卒業した後6年以内に行われる連続する2回の2級管工事施工管理技術検定・実地試験を受験しようとする者で管工事施工管理に関し3年以上の実務経験を有する者
- ト) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、2級管工事施工管理技術検定の学科試験に合格した後、学校教育法による短期大学又は高等専門学校を卒業(高等学校又は中等教育学校在学中及び短期大学又は高等専門学校在学中に規則第2条に定める学科を修めたものに限る)し、高等学校又は中等教育学校を卒業した後7年以内に行われる連続する2回の2級管工事施工管理技術検定・実地試験を受験しようとする者で管工事施工管理に関し2年以上の実務経験を有する者
- チ) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、2級管工事施工管理技術検定の学科試験に合格した後、学校教育法による大学を卒業(高等学校又は中等教育学校在学中及び大学在学中に規則第2条に定める学科を修めたものに限る)し、高等学校又は中等教育学校を卒業した後8年以内に行われる連続する2回の2級管工事施工管理技術検定・実地試験を受験しようとする者で管工事施工管理に関し1年以上の実務経験を有する者

※指定学科とは、土木工学、都市工学、衛生工学、電気工学、機械工学又は建築学に関する学科をいいます。
※実務経験年数とは、管工事の施工に直接的に関わる技術上のすべての職務経験を合計した年数をいいます。
※実務経験年数は、学科試験日の前日までで計算してください。

消防設備士甲種第一類

<https://www.shoubo-shiken.or.jp/shoubou/qualified.html>

◆受験資格

甲種(甲種特類は除く)

受験資格は大別して国家資格等によるものと、学歴によるものの2種類があり、内容は次のとおりです。詳細については、問い合わせてください。

1. 国家資格等による受験資格

対象者	資格内容
甲種消防設備士 (試験の一部免除有)	受験する類以外の甲種消防設備士免状の交付を受けている者
乙種消防設備士	乙種消防設備士免状の交付を受けた後2年以上、工事整備対象設備等の整備(消防法17条の5の規定に基づく政令で定められたもの)の経験を有する者
技術士 (試験の一部免除有)	技術士法第4条第1項による技術士第2次試験に合格された者 ※試験の一部免除がされる類は技術士の部門により限定されます。
電気工事士 (試験の一部免除有)	1.電気工事士法第2条第4項に規定する電気工事士免状の交付を受けている者 2.電気工事士法施行規則による旧電気工事技術者検定合格証明書の所持者で電気工事士免状の交付を受けているとみなされる者
電気主任技術者 (試験の一部免除有)	電気事業法第44条第1項に規定する第1種、第2種又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者
工事の補助5年	消防用設備等の工事の補助者として、5年以上の実務経験を有する者
専門学校卒業程度検定試験合格者	専門学校卒業程度検定試験規程による専門学校卒業程度検定試験の機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する部門の試験に合格された者
管工事施工管理技士	建設業法第27条の規定による管工事施工管理の種目に係わる1級又は2級の技術検定に合格された者
工業高校の教員等	教育職員免許法により、高等学校の工業の教科について普通免許状を有する者(旧教員免許令による教員免許状所有者で、教職員免許法施行法第1条により工業の教科について教員免許状を有するとみなされた者を含みます。)
無線従事者	電波法第41条の規定により無線従事者資格(アマチュア無線技士を除く。)の免許を受けている者
建築士	建築士法第2条に規定する1級建築士又は2級建築士
配管技能士	職業能力開発促進法第62条(旧職業訓練法第66条)の規定による配管の職種に係わる1級又は2級の試験に合格された者(1級又は2級配管技能士)
ガス主任技術者	ガス事業法第32条の規定によるガス主任技術者免状の交付を受けている者(第4類消防設備士の受験に限る。)
給水装置工事主任技術者	水道法第25条の5の規定による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者

旧給水責任技術者	水道法第25条の5(平成9年4月1日施行)制定以前の地者公共団体の水道条例又はこれに基づく規定による給水責任技術者(給水装置技術者その他類似の名称のものも同一の資格と見なされます。)の資格を有する者
消防行政3年	消防行政に関わる事務のうち、消防用設備等に関する事務について3年以上の実務経験を有する者(消防機関又は市町村役場等の行政機関の職員が対象となります。)
実務経験3年	消防法施行規則の一部を改正する省令の施行前(昭和41年4月21日以前)において、消防用設備等の工事について3年以上の実務経験を有する者
旧消防設備士	昭和41年10月1日前の東京都火災予防条例による消防設備士の者

2.学歴による受験資格

対象者	資格内容
大学、短期大学又は高等専門学校(5年制)の卒業生	学校教育法による大学、短期大学、又は高等専門学校(5年制)において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する学科又は課程を修めて卒業された方
高等学校及び中等教育学校の卒業生(旧制の中等学校卒業生の方も含まれます。)	学校教育法による高等学校及び中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する学科又は課程を修めて卒業された方 ただし、指定されている学科名の中に、該当するものがない場合は、機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する授業科目を8単位以上修めて卒業されたことを単位修得証明書で確認を受ける必要があります。
旧制の大学及び専門学校等の卒業生	旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する学科又は課程を修めて卒業された方 ただし、指定されている学科名の中に、該当するものがない場合は、機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する授業科目を15単位以上修めて卒業されたことを単位修得証明書で確認を受ける必要があります。
外国の学校の卒業生	外国に所在する学校で、日本における大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校に相当するもので、指定した学科と同内容の学科又は課程を修めて卒業された方
大学、短期大学、高等専門学校(5年制)又は専修学校の15単位修得者	学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校(5年制)又は専修学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する授業科目を、大学にあつては大学設置基準、短期大学にあつては短期大学設置基準、高等専門学校にあつては高等専門学校設置基準及び専修学校においては専修学校設置基準による単位を15単位以上修得された方
各種学校の15単位修得者	学校教育法による各種学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する授業科目を講義については15時間、実習については30時間、実験、実習及び実技については45時間の授業をもってそれぞれ1単位として15単位以上修得された方

大学、短期大学又は高等専門学校(5年制)の専攻科の15単位修得者	学校教育法による大学、短期大学及び高等専門学校(5年制)の専攻科において、機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する授業科目を15単位以上修得された方(単位の換算方法は「各種学校」と同様です。)
防衛大学校又は防衛医科大学校の15単位修得者	防衛庁設置法による防衛大学校及び防衛医科大学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する授業科目を15単位以上修得された方(単位の換算方法は「各種学校」と同様です。)
職業能力開発総合大学校、 職業能力開発大学校及び 職業能力開発短期大学校又は 職業訓練大学校又は 職業訓練短期大学校 若しくは中央職業訓練所の15単位修得者	<p>職業能力開発促進法又は職業訓練法(旧職業訓練法を含みます。)による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校、職業訓練大学校又は職業訓練短期大学校若しくは雇用対策法による改正前の職業訓練法による中央職業訓練所において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する授業科目を15単位以上修得された方(単位の換算方法は「各種学校」と同様です。)</p> <p>ただし、指定されている学科名称の中に、該当する学科名がある場合は、卒業証明書又は卒業証書で確認を受けることができます。</p>
水産大学校の15単位修得者	農林水産省組織令による水産大学校(昭和59年7月1日前の農林水産省設置法による水産大学校を含みます。)において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する授業科目を15単位以上修得された方(単位の換算方法は「各種学校」と同様です。)
海上保安大学校の15単位取得者	運輸省組織令による海上保安大学校(昭和59年7月1日前の海上保安庁法による海上保安大学校を含みます。)において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する授業科目を15単位以上修得された方(単位の換算方法は「各種学校」と同様です。)
気象大学校の15単位取得者	運輸省組織令による気象大学校(昭和59年7月1日前の運輸省設置法による気象大学校を含みます。)において、機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する授業科目を15単位以上修得された方(単位の換算方法は「各種学校」と同様です。)
博士、修士	学校教育法第104条に基づき、大学又は国立学校設置法第3章の5に規定する学位授与機構により授与された、理学、工学、農学又は薬学のいずれかに相当する専攻分野の名称を付記された修士又は博士の学位(外国において授与されたこれらに相当する学位も含まれます。)を有する方

1. 卒業証書は学科名が明記されたものを提出してください。
2. 単位修得証明書は、科目履歴証明書でも認められます。(どちらも、必ず単位数又は授業時間数が明記されたものを提出してください。)

◆受験資格

◆給水装置工事に関して3年以上の実務の経験を有する者。

詳細(平成9年6月30日 厚生労働省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知より抜粋)

(実務の経験)

法第25条の6第2項でいう「給水装置工事に関する実務の経験」とは、給水装置工事に関する技術上のすべての職務経験をいう。技術上の職務経験とは、給水装置の工事計画の立案、給水装置工事の現場における監督に従事した経験、その他給水装置工事の施工を計画、調整、指揮監督又は管理した経験及び給水管の配管、給水用具の設置等の給水装置工事の施行の技術的な実務に携わった経験をいい、これらの技術を習得するためにした見習い中の技術的な経験も含まれる。なお、工事現場への物品の搬送等の単なる雑務及び給与計算等の単なる庶務的な仕事に関する経験は、同条でいう実務の経験には含まれないことに留意されたい。

◆受験資格

下水道排水設備工事責任技術者共通試験を受験できる方は、長崎県下水道協会下水道排水設備工事責任技術者試験実施要綱第7条及び同実施要領第2条の規定により、下記の要件のいずれかに該当する方です。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校又は旧中学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校以上の学校(以下「高等学校等」という。)の土木工学科、土木科、農業土木科、農業工学科、機械工学科、機械科、建築科、建築工学科、設備工学科、衛生工学科、交通工学科、都市工学科、電気工学科及びデザイン工学科又はこれに相当するものとして会長が認める課程を修了して卒業した者
- (2) 高等学校等を卒業した者で、排水設備工事又は排水設備工事以外の下水道工事あるいは水道工事(以下「排水設備工事等」という。)の設計又は施工に関し、受験申込日において1年以上の実務経験を有する者
- (3) 排水設備工事等の設計又は施工に関し、受験申込日において2年以上の実務経験を有する者
- (4) 学校教育法による専修学校又は各種学校において、土木又はこれに相当する課程を修了した者、及び職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)による公共職業訓練施設において配管科を修了した者
- (5) 高等学校等を卒業した者で、農(漁)業集落排水施設、コミュニティプラント、合併処理浄化槽等(以下「農業集落排水施設等」という。)の工事の設計又は施工に関し、受験申込日において1年以上の実務経験を有する者
- (6) 農業集落排水施設等の工事の設計又は施工に関し、受験申込日において2年以上の実務経験を有する者
- (7) その他(4)から(6)までに準ずる者として、会長が認める者

なお、上記の要件を満たしているにもかかわらず、次のいずれかに該当する方は受験することができませんので、ご了承ください。

- (1) 成年被後見人若しくは被保左人又は破産者で復権を得ていない者
- (2) 不法作為又は不法行為等によって試験の合格又は責任技術者としての資格を取り消され、試験の実施日において2年を経過していない者
- (3) (1)(2)に掲げる者のほか、会長が受験を不相当と認める者

◆受験資格

受検に際しては、原則として検定職種に関する実務経験が必要です。必要とされる実務経験の年数は以下のとおりですが、職業訓練歴、学歴等により短縮される場合があります。詳しくは厚生労働省のホームページをご確認いただくか、最寄りの都道府県職業能力開発協会へお問い合わせください。

1級	7年以上
2級	2年以上

※ 3級の受験資格として必要な実務経験期間については、従前6ヵ月以上とされておりましたが、平成25年4月から緩和され、6ヵ月に満たない場合も受検可能となりました。

また、従前通り、検定職種に関する学科に在学する方及び検定職種に関する訓練科において職業訓練を受けている方も受検できます。

※詳しくはこちら⇒ <http://www.nagasaki-noukai.or.jp/skill/images/jyukenshikaku.pdf>